

**琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金**

**利用の手引き**

**(令和 7 年版)**

**琴浦町企画政策課**

## 1 事業概要

琴浦町を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて主体的に地域のことを考え、自ら地域づくり活動を行う特定非営利活動法人（以下「N P O 法人」という。）や、まちづくり活動を行う団体等（以下「団体」という。）のみなさまの取組を支援することにより、それぞれの団体の活動継続や活動の更なる発展を促進することを目指し、ふるさと納税を活用した活動資金の調達を支援する仕組みづくりを行います。

◇琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金を活用することで考えられるメリット

- ・団体の活動の社会的意義や成果をPRすることができる。
- ・寄附を通して社会的な評価を高めることができ、活動をプラスアップできる。
- ・団体の趣旨、活動への賛同者から支援を受けるため、継続的な支援が期待できる。
- ・N P O 法人等への直接の寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく、寄附を集めやすい。
- ・町が寄附募集の仕組みを用意するため、団体で寄附の仕組みを構築することなく寄附募集ができる。
- ・寄附金受領証明書発行等の手続を町が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。

## 2 事業の実施方法

ふるさと納税サイトにおいて、寄附者（個人）が寄附申込をする際に、支援したい団体を指定した上で寄附をすると、町から指定された団体へ寄附額の80%を交付します。

なお、支援の対象となる団体は、事前に「交付対象団体」として登録された団体に限ります。

登録を希望する団体は、町へ団体登録申請書等を提出し、町の審査を受ける必要があります。

### 【協賛型ふるさと納税タイプ】※返礼品無し

寄附対象団体の活動等の紹介を通じて、個人に寄附募集を行うタイプです。

### 【企業版ふるさと納税】

団体登録いただくことで企業版ふるさと納税による交付金を受けることができます。企業等が支援したい団体を指定したうえで寄附をすると、町から指定された団体へ寄附額の100%を交付します。企業版ふるさと納税の寄附は、ふるさと納税サイトを経由せず、直接町への申込をいただきます。企業版ふるさと納税をご希望の法人がある場合は、企画政策課までご連絡ください。企業版ふるさと納税の申込方法をご案内します。

#### (企業版ふるさと納税の条件)

- ・募集期間は4月から12月までの9ヶ月間です。
- ・企業版ふるさと納税による寄附額の下限は10万円です。
- ・琴浦町内に本社が所在する法人からの寄附は対象外です。（町外法人からの寄附が対象）
- ・寄附企業への経済的な見返りは禁止です。（お礼の品の贈呈はできません）

### 3 寄附募集について

【協賛型ふるさと納税タイプ】はふるさと納税サイトにおいて、【企業版ふるさと納税】については、琴浦町のホームページにおいて、寄附募集を行います。

町としても、制度の周知、登録団体の紹介を行いますが、個別の団体への寄附をお願いすることはできません。

また、インターネット上で寄附募集をしているだけでは、寄附は集まりません。

自団体の目的、魅力、活動、社会的価値、成果などを今一度確認いただき、自団体を支援・応援してくれる方は誰かなどを検討いただいた上で、相対、自団体のホームページ、ソーシャルネットワークサービス、チラシ・パンフレット、メールマガジン、イベントでの案内等様々な方法での寄附募集をお願いします。

### 4 応募（交付対象団体登録）の要件

交付対象団体は、寄附者が寄附を通じて団体を支援するという本制度の趣旨に鑑み、交付金の活用に当たっては、寄附者等に説明責任を果たすように努めることが前提となります。

つぎの要件を申請日時点ですべて満たしていることが必要です。

なお、登録は辞退をされる又は抹消事由に該当するといったことがない限り有効です。既に登録済みの団体は改めての登録申請は不要です。

#### (1) 団体としての要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 町内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

イ 法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを作成していること。

ウ 直近1年分以上の事業活動や決算・財務の情報を開示している又は開示を可能としていること。（団体の創設から1年を経過していない場合には創設の日以降）

エ 5名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

（ア）法人格を有する場合

（イ）その他町長が必要と認める団体

オ 法別表に掲げる活動その他地域貢献を行う非営利活動団体であること。

カ NPO法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること。

キ 団体の役員等が暴力団、暴力団員等に該当しないこと。

#### (2) 活動の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 次に掲げるいずれかの活動を行っていること。

（ア）町の施策と整合する活動を行っていること。

※琴浦町地方創生総合戦略に位置付けられた活動です。

（イ）町との協働の実績を有すること。

イ 町内に在住し、活動する者が1人以上いること。

ウ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

エ 活動の目的が、宗教的、政治的なものでないこと。

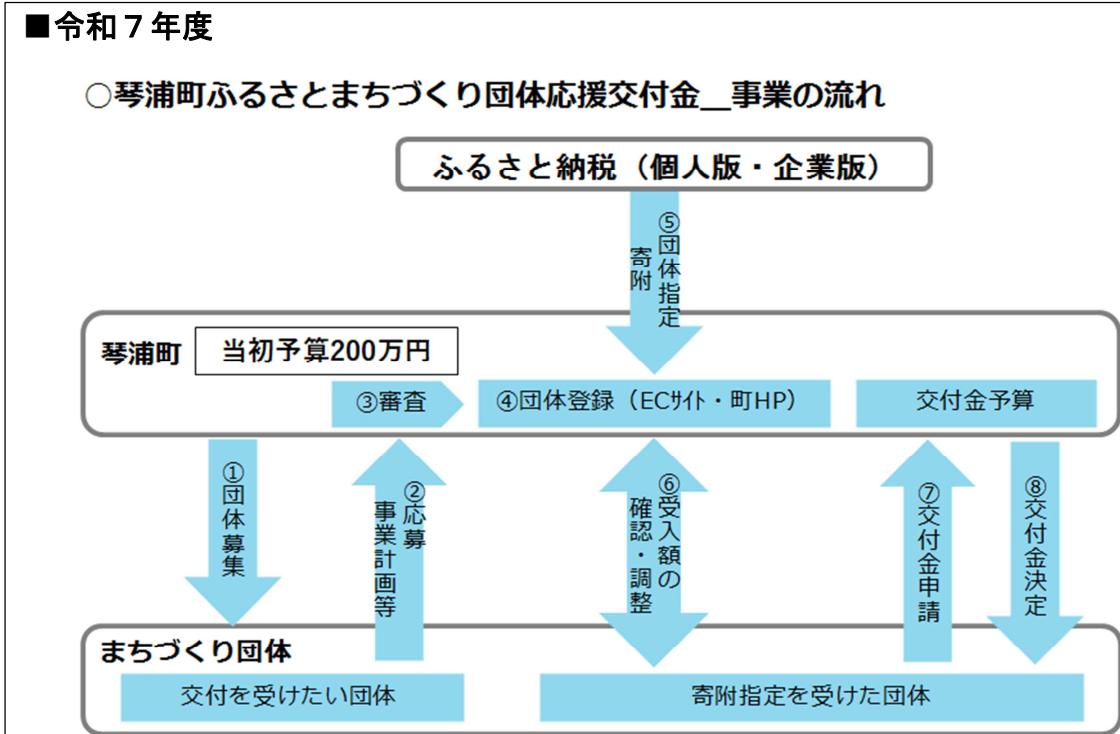
## 5 交付金の使途の要件

交付金の使途は以下に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、交付金を活用する本制度の趣旨及び交付対象団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し判断します。

以下の要件のいずれにも該当していれば、人件費や家賃等団体運営のために必要な経常的な経費にも使うことができます。

- (1) 公益性のある活動及びそれに伴う必要な経費であること。
- (2) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (3) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。
- (4) 登録を受けた日以降に要した経費であること。

## 6 交付金交付の流れ



- ・随時、登録団体の募集を行います。
- ・町が寄附金を受領し、交付対象団体に交付金を交付する場合には、町は当該交付対象団体と交付の時期及び金額等について、予算の範囲内で調整のうえ決定します。
- ・交付決定を受けた年度が終了したとき、実績報告書の提出が必要です。

### (1) 応募（交付対象団体の登録）※随時募集

- ・交付対象団体登録申請書等一式を町へ提出してください。
- ・登録の要件を満たしているか審査の上、登録通知を送付します。
- ・この登録を受けた日以降に要した経費が対象となります。

<提出書類>

#### ア 交付対象団体登録申請書

（琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金交付要綱様式（以下「様式」という）第1号）

#### イ 誓約書（様式第1号の2）

#### ウ 添付書類

- ・定款又は規約・社員名簿・役員名簿
- ・総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（総会資料、議事録等）
- ・活動の写真・その他参考資料

## (2) 事業実施

- ・交付対象団体登録申請書に記載した事業を実施してください。（1）の登録を受けた日以降に要した経費であれば対象経費になります。

## (3) 寄附金募集の準備

- ・広報に必要な原稿を作成いただきます。様式については別途ご案内します。

## (4) 寄附金の募集

- ・寄附金の受付状況については交付申請の時期にお知らせします。
- ・ふるさと納税サイトで交付対象団体の活動等を紹介するだけでは多くの寄附を集めることは難しいと考えます。自らのホームページ、ソーシャルネットワークサービス等で、活動状況や決算状況、交付金の使途を広く情報発信し、自ら支援者に寄附の働きかけをして行うことが重要です。

## (5) 交付申請（初回）

- ・交付金額について、寄附金の受付状況等を考慮し、町に事前に相談した上で、交付申請書等を町へ提出してください。内容を確認のうえ、交付決定通知を送付します。

<提出書類>

- ア 交付金交付申請書（様式第5号）
- イ 交付金活用事業計画書（様式第5号の2）
- ウ 交付金活用収支計画書（様式第5号の3）
- エ その他交付金の活用に関して参考となる書類

## (6) 交付金の交付（初回）

- ・町は交付対象団体に交付金を交付します。

## (7) 変更交付申請（2回目以降）

（6）で当該年度既に交付申請をしている場合、2回目以降の申請はその内容を変更するという形になりますので、変更申請書で申請してください。（例えば初回10万円の交付金を申請し、2回目で5万円の交付金を申請しようとする場合、2回目の申請は初回の10万円を15万円に変更する変更申請として申請いただきます。）

- ・交付金額について、寄附金の受付状況等を考慮し、町に事前に相談した上で、交付申請書等を町へ提出してください。内容を確認のうえ、交付決定通知を送付します。

<提出書類>

- ア 交付金交付変更申請書（様式第8号）
- イ 交付金活用事業計画書（様式第8号の2）
- ウ 交付金活用収支計画書（様式第8号の3）
- エ その他変更後の交付金の活用に関して参考となる書類

## (8) 交付金の交付（2回目以降）

- ・町は交付対象団体に交付金を交付します。

## (9) 実績報告

- ・寄附を受けた交付対象団体は、毎年度末（3月31日）現在で交付された交付金のうち、その年度における活用実績について、4月20日までに実績報告書を提出してください。

・寄附者等に寄附金の活用方法を情報発信するため実績報告書は町のホームページで公表します。

<提出書類>

- ア 交付金実績報告書（様式第10号）
- イ 交付金活用実績報告書（様式第10号の2）
- ウ 交付金活用収支決算書（様式第10号の3）
- エ その他交付金の活用実績に関する参考となる書類

## 7 事業実施の注意事項

事業を行うにあたり、次の点にご注意ください。

- (1) 団体登録申請書に記載した交付金の活用内容を著しく変更する場合は、あらかじめ町に対して変更の内容についてご相談ください。その上で、登録内容の変更申請してください。
- (2) 交付金交付申請書に記載した内容を著しく変更する場合又は交付金の額を変更する場合は、あらかじめ町に対して変更の内容についてご相談ください。その上で、変更の申請を行い、変更交付決定を受ける必要があります。
- (3) 変更交付決定を受けずに交付金交付申請書と異なる事業を実施した場合や対象外となる使途等に交付金を使った場合、交付決定を取り消し、又は変更し交付金の返還を求めることがありますので、事業執行の際、ご注意ください。
- (4) 交付金の額確定において、交付金の余剰金が生じた場合は返還が必要です。返還金については、翌年度の交付申請時において、町との事前相談のうえ取扱いを決定します。
- (5) 交付金及び対象事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、この収入支出についての証拠書類を交付金を支出した年度の翌年度から5年間保存してください。

## 8 交付対象団体登録の応募方法

(1) 募集期間

随時募集を受け付けています。

登録：必要書類の提出から1ヶ月程度、掲載：原稿等の提出から1ヶ月程度

(2) 提出書類

<提出書類>

- ア 交付対象団体登録申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第1号の2）
- ウ 添付書類
  - ・定款又は規約・社員名簿・役員名簿
  - ・総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（総会資料、議事録等）
  - ・活動の写真・その他参考資料

(3) 応募方法

- (2) の書類を企画政策課まで持参、メール等により提出してください。

## **9 提出先・問合せ先**

(団体登録申請書等提出先)

〒 689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2

琴浦町企画政策課

電話：0858-52-1708

メール：[kikaku@town.kotoura.tottori.jp](mailto:kikaku@town.kotoura.tottori.jp)

<参考>

**特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号) 別表**

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - 2 社会教育の推進を図る活動
  - 3 まちづくりの推進を図る活動
  - 4 観光の振興を図る活動
  - 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - 7 環境の保全を図る活動
  - 8 災害救援活動
  - 9 地域安全活動
  - 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - 11 国際協力の活動
  - 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - 13 子どもの健全育成を図る活動
  - 14 情報化社会の発展を図る活動
  - 15 科学技術の振興を図る活動
  - 16 経済活動の活性化を図る活動
  - 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - 18 消費者の保護を図る活動
  - 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
  - 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※鳥取県の場合、「鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動」